

平成30年10月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成30年10月10日（水）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	
10番	下田 安己	11番	城井 若生	12番	林 淳一
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：

5、議事日程

- 第1 議第27号 議事録署名委員の指名に関する件
第2 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第3 議第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久
係長 芹 口 孝 直
係 安 方 含

事務局長

皆さん、改めまして、こんにちは。

先ほどは大変お疲れ様でした。また、お世話になりました。

本日は、高森町農業委員会農業委員13名のうち、12名が出席されておられます。

高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することをここで御報告を申し上げます。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議長の進行をお願いいたします。

なお、この総会に入ります前に、先ほどの農振除外の件について、会長のほうから皆様方に決を採っていただきたいと思っておりますので、会長よりまず御挨拶をいただきまして、その審議をしていただきたいというふうに思います。

それでは、会長、お願いいたします。

議長

改めまして、こんにちは。

毎週台風が来るような天候不順の中にあつて、奥手の稲刈りの最盛期かなというふうに思っておりますが、現地、特にお疲れでございました。なおなお天候不順というふうなことでございまして、作業が進まないとか、畜産農家としては牧草が巻きづらいとか、いろいろございまして、皆さんそれぞれ苦労をなさって頑張っておられることと思っております。

今日もちょっと問題といたしますか、案件がありました。こんな案件が今からは度々出てくるんじゃないかなというような感じはしておりますが。その都度、やっぱり慎重に協議をするというか、今日みたいに現地を見るとかいうことを重ねていかなければいけないような状況下にあるかなと思っております。今後も大変かと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

今日は、またお疲れです。よろしく申し上げます。

今、荒牧課長のほうからお話がありました、先ほど現地確認をしていただきましたけれども、その中で昨年も見、1年経ってどのくらいになっているのかなというようにこの確認に行ったわけですが、見られたとおり、手元にある資料であります7筆について、荒廃した原野と判断をした。その理由としては、現況が原野化しているために、除外をやむを得ないという判断をしたということで、皆さんよろしゅうございますか。

(複数委員)

はい。

議長

では、そういうことで、農業委員会の見解としてはそういうことにいたします。

それでは、本題の議事に入らせていただきます。

「議第27号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

平成30年10月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 今、事務局のほうからございましたが、議事録署名人はいかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長に一任。

議長 はい。一任ということでございますので、今日は2番の岡本委員さんと3番の白石委員さんをお願いいたします。

続きまして、「報告第6号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成30年10月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらは、相続の案件、農地法第3条の3の規定による届出になりますので、事務局のほうから説明させていただきます。

4ページをお開きください。

番号1、補足資料は2ページのとおりとなっております。

続いて、同ページの番号2、補足資料は3ページのとおりとなっております。

続いて、番号3、こちらは補足資料4ページから6ページのとおりとなっております。

議長 今、事務局のほうから報告がありました件につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議長 ないということでございますので、このように認定をしたいと思います。

続きまして、「議第28号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成30年10月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 所有権移転で、売買で所有権が移転したというような案件でございますが、何か御意見ございませんか。

番号1については、下田委員さん、説明を、担当委員さんです。

10番委員 すみません。これはちょっと自分が、場所が分かりませんので。

事務局 すみません。事務局のほうから説明させていただきます。

こちらは、譲受人が町外の方、譲渡人も、どちらも町外の方になっておりますが、親戚関係にあり、自宅もこの譲渡人の方は高森町内に家を有しておりますが、住民票はこちらにないということで、町外になっております。

譲受人の方に関しましては、耕作面積5万5,320.4㎡となります。こちらは、そちらの町外のほうで耕作されている面積となりますので、通作距離的にはちょっと遠いものがあるとは思いますが、耕作に関しては耕作証明書、住民票等を付けられており、問題ないということを確認しました。

補足資料が、8ページ、9ページですね。こちらは〇〇〇の裏あたりになります。

以上です。

議長 今、事務局から説明がございましたが、町外の方だということでございますが、居住地がこちらだということで、きちっと書類を揃えて提出されておるといようなことでございますが、何か御意見ございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないようでしたら、次の2番の竹内委員さんに説明をお願いします。

4番委員 議第28号、農地法第3条審議資料。
番号2は、7ページのとおりです。補足資料は、10ページ、11ページとなっております。

以上です。

議長 はい。今、説明がございましたけれども、これも売買による所有権移転ですかね。

事務局 はい。

議長 何か御意見はございませんか。
現況は畑の状態を取得。

事務局 はい。

議長 いかがですか。

(複数委員) 異議なし。

議長 無いようでしたら、決定をさせていただきます。
これにより、本日の議案は終了いたしました。
お疲れ様でした。
以下余白

平成30年10月10日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員